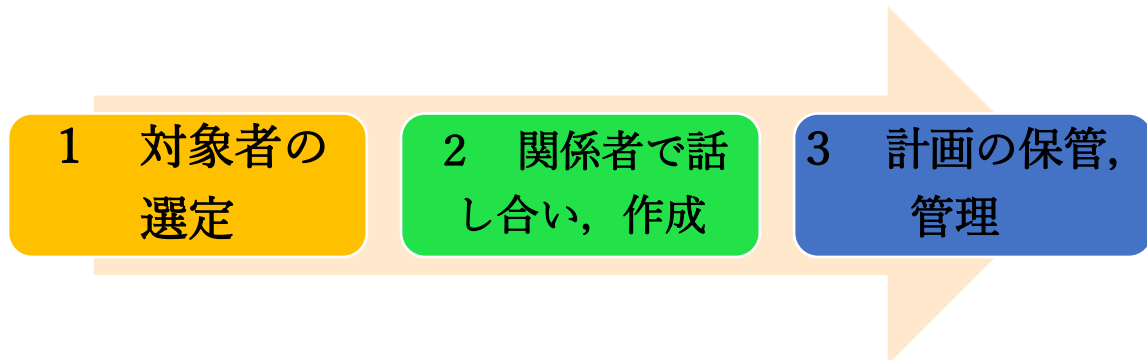


個別避難計画作成の流れ（案）



1 個別避難計画作成対象者の選定

個別避難計画作成する場合は、自主防災組織、自治会（町内会）が、作成対象者本人に同意を得る。その上で、民生委員に相談する。

2 関係者での話し合い、作成

作成対象者が決まれば、本人（対象者）、家族、自治会長又は町内会長、民生委員、ケアマネジャー（相談支援専門員）、地域支援者（避難行動支援者）が、本人の状況を聴き取り、話し合いを行う（地域調整会議の開催）。

本人（対象者）の確認、了承（署名）を得て、作成を完了

【必要様式】

- ・個別避難計画（必須）
- ・マイ・タイムライン（必須ではないが、町で推奨）

3 個別避難計画の保管・管理

作成後の個別避難計画は、原本を役場に提出し、写しを、本人（対象者）、地域支援者、民生委員、ケアマネジャー（相談支援専門員）が持つ。

写しは、守秘義務を厳守し、厳重に管理する。